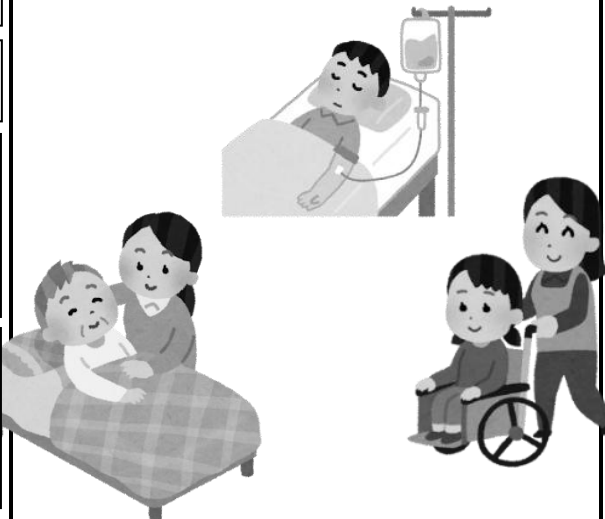


大阪市

特別障がい者手当・ 障がい児福祉手当のご案内

重い障がいのため、日常生活において常時の介護を必要とする方が対象となる国制度の手当です。

手当名称	特別障がい者手当	障がい児福祉手当
対象者	身体または精神(知的を含む)に [★] 著しく重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方	身体または精神(知的を含む)に [☆] 重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方
障がい状態の目安	<p>「★著しく重度の障がいの状態」の目安</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 身体障がい者手帳1・2級相当の肢体不自由で、握る・衣服着脱・座る・歩行などの日常生活動作がほとんどできない ● 身体障がい者手帳1・2級相当の内部障がいで、絶対安静 ● 療育手帳A相当の知的障がいで、会話・排泄処理・危険認知などの日常生活能力がほとんどない ● 常時介護が必要な精神障がいがあり、会話・排泄処理・危険認知などの日常生活能力がほとんどない <p> 身体障がい者手帳1・2級相当の視覚・聴覚等の障がい + 身体障がい者手帳1・2級相当の障がい 又は 療育手帳A相当の知的障がい 又は 常時介護が必要な精神障がい </p> <p> 身体障がい者手帳3級相当の平衡・音声言語・そしゃく機能等の障がい + 身体障がい者手帳3級相当の障がい + 身体障がい者手帳1・2級相当の障がい 又は 療育手帳A相当の知的障がい 又は 常時介護が必要な精神障がい </p> <p>※視覚・聴覚・そしゃく・音声言語機能障がいでの単一申請は手当の受給対象になりません。</p>	<p>「☆重度の障がいの状態」の目安</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 身体障がい者手帳1・2級相当の障がい ○ 療育手帳A相当の知的障がい ○ 常時介護が必要な精神障がい 
<p>医師が記入した特別障害者手当認定診断書・障害児福祉手当認定診断書によって審査が行われ、該当しない場合は却下となります。</p> <p>※障がい程度認定基準については、厚生省社会局長通知「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」を参照ください。(大阪市HPに掲載)</p>		
支給金額	30,450円/月	16,560円/月
資格喪失	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの程度が基準に該当しなくなった場合 ・死亡した場合 ・施設入所した場合 ・継続して3ヶ月を超えて入院した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの程度が基準に該当しなくなった場合 ・死亡した場合 ・施設入所した場合 ・障がいを理由とする公的年金を受給した場合 ・20歳になった場合

問合せ先：お住まいの区の保健福祉センター

請求手続きについては裏面をご覧ください。

手続きの流れ

① 手当の制度について相談します。(お住まいの区の保健福祉センター)

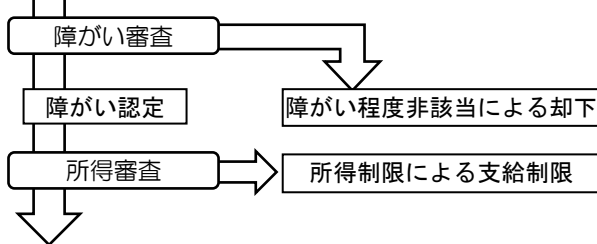
② 必要書類を提出します。

お住まいの区の保健福祉センターに認定請求をする必要があります。

- 「認定請求書」(所定様式)
- 「認定診断書」(所定様式)(原則、取得から3ヶ月以内のもの)
医師の診断を受け、医療機関で記入されたものが必要です。
※診断書料は、医療機関にご確認ください。
- 「所得状況届」(所定様式)
確認のため、所得を証明する書類が必要な場合があります。
- 「預金口座(変更)届書」(所定様式)
金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人の確認のため、受給資格者名義の通帳またはそのコピーをお持ちください。
- 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳
各種手帳をお持ちの方は提示をおねがいします。窓口にてコピーします。

※上記以外の書類が必要となる場合もありますので、窓口でご確認ください。

③ 審査後に結果が通知されます。



④ 受給が開始されます。

新規認定時は随時、その後は3ヶ月分ずつの後払いで、2・5・8・11月の各月10日(土日・祝日は前開庁日)に受給者の口座へ支給されます。

※支給期間は、認定請求を行った日の属する月の翌月から、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで

有期再認定

障がい認定期間が「有期」と判定された場合は、再認定手続きをする必要があります。

現況届

対象者は毎年8月12日～9月11日の間(休日により変更あり)に、現況届の手続きが必要です。

その他の届出

受給資格の喪失や氏名・住所・口座の変更があった場合は、届け出が必要です。

【所得制限について】(厚生労働省ホームページより) ※令和7年8月～

受給資格者の前年の所得が一定の額を超えるとき、もしくはその配偶者又は受給資格者の生計を維持する扶養義務者(同居する父母等の民法に定める者)の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

扶養親族等の数	受給資格者本人		受給資格者の配偶者及び扶養義務者	
	所得額(※1)	参考収入額の目安(※2)	所得額(※1)	参考収入額の目安(※2)
0	3,661,000	5,252,000	6,287,000	8,319,000
1	4,041,000	5,728,000	6,536,000	8,586,000
2	4,421,000	6,203,000	6,749,000	8,799,000
3	4,801,000	6,668,000	6,962,000	9,012,000
4	5,181,000	7,090,000	7,175,000	9,225,000
5	5,561,000	7,512,000	7,388,000	9,438,000

※1 所得額は、地方税法の都道府県民税についての非課税所得以外の所得等から、医療費控除、障害者控除及び寡婦控除等の額を差し引いた額です。

※2 ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額です。